

理想の働き方は・・・「働き方法案」2019年4月導入予定

～ 働き方法案 衆院通過 今国会での成立見通し ～

2018/6/1 小山労務管理事務所

☞ 働き方関連法案は、2018年5月31日の衆院本会議で可決、参院に送付された。

今国会で成立する見通しとなった。

これにより一部の高度な専門知識を持つ人を対象に労働時間規制を外す脱時間給制度が2019年4月から導入される見通しとなった。

高度プロフェッショナル制度（脱時間給制度）の適用から離脱できる規定を設ける法案修正合意も行われており参院では6月4日に審議入りの予定。

① 残業規制、② 同一労働同一賃金 ③ 脱時間給制度の3本柱の他、労働基準法など8本の労働関係の法律を一括改正する。

▶ 残業規制の導入は日本の労働法制では初めての採用となる。年720時間（繁忙期は月100時間未満まで）を上限とする。違反すると罰金や懲役が科せられる。

適用されるのは大企業19年4月、中小企業20年4月から。

▶ 同一労働同一賃金は、非正規の賃金や手当の拡充、業務内容に応じた賃金、研修・休暇なども正規と同様の待遇とする。

▶ 脱時間給制度は、労働時間の規制に縛られずには働ける年収1075万円以上の高度専門職（コンサルタント、金融アドバイザーなど）が対象。一度適用を受けた人が自分の意思で制度から離れる規定も設けられている。

■労働力不足の中での生産性の向上!!!!

一人あたりの労働生産性が主要7カ国中最下位の日本。深刻な人手不足の中、労働時間を減らし、売上高を上げて生産性、採算を高め成長への道を進める改善策。

その難しい両立策が必要となる。

逆境をチャンスととらえ突破策を見出していく。営業政策の転換、人員配置への取組み、労働時間や負荷の減少対策、残業時間を減少させ売上高の増加を図る。

いずれをとっても困難な、しかしやらねばならない対応

■テレワーク（在宅勤務）、育児介護の両立、パソコン、スマホでの会議、時間や場所に縛られない働き方など、就業機会の拡大、RPA(事務用ロボ)の導入などによる伝票事務作業の削減など代替策などの導入による採用減が現実化していく。

■「高プロ（脱時間給制度）」は、労働時間の規制を外す制度。（労働時間に成果が必ずしも比例しない面をなくす制度）

一方、「改革」の柱であった「裁量労働制の対象拡大」が全面撤回された。

「高プロ」制度で、働き方の多様性、生産性向上への土台作りは整った。

残る課題は企業の対応であるが、減少し続ける労働力人口にどう立ち向かっていくのか日本が向き合う課題は大きく重い。

脱時間給制度の年収基準はコクリトされたものではなく、なし崩し的に対象範囲が拡大されていく懸念もある。法成立後の制度運営が大事な問題となる。

(特定社会保険労務士 小山 繁雄)



母子草



東京・板橋区・成増駅前 外口有楽町線 成増駅の上 4番出口すぐ目の前

特定社会保険労務士事務所 小山労務管理事務所

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F

03 - 3939 - 5222

長年の体験事例 真摯な対応 任せて安心